



島教協

《 子どもたちのより良き成長のために 》

情

報

<http://www.kyougikai.org>E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行 No.737

市町村立教育職員人事異動細則の改正について～大きな制度変更です～

現在の人事異動細則は平成12年度から施行されてきました。しかし近年会員の皆様からの苦情や意見が多数寄せられ、島教協でも申し入れを繰り返してきました。

この度、大きく人事異動細則が令和5年度改正されるとの情報提供が島根県教育委員会からありました。一部の規定は令和3年度末（今年度末）の人事異動から導入されます。

●改正内容＜他地域勤務＞

- ①新規採用時の他の地域での勤務を「他地域勤務」として扱う。⇒令和3年度末より適用
- ②出雲教育事務所管内の者の「他地域」の範囲を「浜田市以西」から大田市を除く石見地域」に拡大する。
- ③松江教育事務所管内の者の「他地域勤務3年」の範囲を「浜田市以西」から「江津市・邑南町以西」に拡大する。
- ④出雲地域の者の他地域勤務の特例地域として「奥出雲町・飯南町」への4年勤務を新設する。ただし「専願」は認めない。
- ⑤隠岐地域の者の他地域勤務の特例地域として「島後・島前間」の4年勤務を新設する。
- ⑥石見地域の者の他地域勤務に代わるへき地学校勤務の範囲を「自管内のへき地学校」から「石見地域のへき地学校」に変更する。

●改正内容＜へき地学校勤務＞

- ①他地域勤務に引き続く、再度の他地域勤務によるへき地学校勤務を認めない。
- ②へき地学校勤務に代えることのできる勤務に「市町村教育委員会と協議により指定した学校に通算6年以上勤務する」を追加する（現在調整中）。

●運用上の変更＜異動希望記入方法＞⇒令和3年度末より適用の方向で調整中

異動希望の記入を以下の3点とし、様式・記載方法を変更する。

- ①任地…新市町村単位（事務職員はブロック単位）で、第3希望まで記入可とする。他地域、へき地、同一市町村解消希望については第2又は第3希望までの記入を求める。
- ②異校種間…異校種への異動希望があれば記入する。
- ③解消勤務…他地域、へき地、本拠地、同一市町村解消の希望有無を記入する。

※家庭等考慮希望欄を設ける（勤務に支障が出る場合に限る）。家庭の事情、個人の疾病、子の通学先等で勤務に支障が出る場合は記入する。

●配慮事項

- ・令和5年度改正前後で急激な移動や人員変動が生じぬよう、一部の規定を今年度末（令和4年度人事異動細則）から導入する。
- ・改正した内容の勤務を、過去行っていた者、現在あるいは改正時点で行っている者に対する取り扱いを明確に定めておく。特に現在勤務する者に不利益が生じぬよう状況ごとに判断する。

今までの島教協の申し入れも反映している細則となっています。ただ、今回は同一市町村15年については変更がありませんでした。引き続きこの点については申し入れを続けていきます。

各校でよく説明を聞かれ、見通しをもって異動をされるようお願いいたします。定年延長についてはまだ条例ができていないため、この細則には含まれていません。

令和3年島根県人事委員会の報告と勧告

島教協情報第735号にて、島根県人事委員会に要望書を提出したことをお知らせしましたが、10月12日に島根県人事委員会から「職員の給与等に関する報告及び勧告」が出ました。その概要をお知らせします。

1 給与

- 月例給の改定は行わない。
- 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.10月分引き下げる。

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.175月（支給済み）	1.075月（現行1.175月）
	勤勉手当	0.875月（支給済み）	0.875月（改定なし）
令和4年度以降	期末手当	1.125月	1.125月
	勤勉手当	0.875月	0.875月

2 人事管理上の課題（抜粋）

- 人材の確保及び育成
 - ・試験制度の見直しや仕事の魅力・やりがいの効果的な発信等をし、受験者確保を進める。
 - ・障がい者活躍推進計画の取組を進める。
 - ・研修・評価制度等による人材育成を進める。
- 勤務環境の整備（ワークライフバランスの推進）
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る業務量の増加に対応し、人員体制整備と業務量平準化等の取組が必要である。
 - ・「教職員の働き方改革プラン」の取組を着実に実施するとともに、教育職員の業務の量の管理を適切に行い、更に長時間勤務の是正を図ることが重要である。
 - ・女性職員の活躍推進及び仕事と生活の両立支援などを進めることが重要である。
 - ・育児休業の取得回数制限の緩和、不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員の配偶者出産休暇や育児休暇の新設などの休業・休暇制度の改正が必要である。
 - ・メンタルヘルス対策として実効性のある対策の推進が必要である。
 - ・ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進めることが必要である。
 - ・島根県でも国家公務員の定年を基準として定年の引上げを行うことが重要である。

新会員加入助成のご紹介

① 新規に会員が加入された場合

単組・支部と学校にそれぞれ2,000円の加入助成金を支給します。

（講師会員の加入助成金は、単組・支部と学校にそれぞれ500円です）

② 勧誘活動の助成

学校や専門部会において、新規に会員を勧誘するための茶話会等を行われる場合は、その経費の一部を助成します。

島教協事務局までご相談ください。
電話0853-22-7762

新規加入者を増やしましょう！

今年度は新規加入者が極めて少ないです。退職者も多く、会員数が減ってきています。新規加入者を迎え、島教協の取組を強化していきましょう！

忙しい毎日の中ではありますが、私たちが組織として現場の声を教育委員会等に伝えていることが子どもたちのより良き成長につながっていることや、仲間と共に研修をしたり悩みを話し合ったりしていることなどを周囲の先生方にアピールしていただき、1名でも多くの仲間に加わっていただけたらと思っています。

ちょっとした茶話会程度でしたら経費の助成もできます。

島教協相互援助規定のご紹介

- ①結婚祝金の給付 5,000円
- ②出産祝金の給付 5,000円
- ③永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④病氣見舞金の給付 5,000円
(傷病約1ヶ月の療養)

- ⑤災害見舞金の給付
(住宅又は家財の損害を受けたとき
程度に応じて)

- ⑥死亡弔慰金
(会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、ご本人または学校代表は、事務局まで連絡をお願いします。

電話0853-22-7762